

投資家のための 税金読本

2024年度版

新しいNISAもまるわかり

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

はしがき

まず、2024年1月の能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。

2023年以降、株式市場は活況を呈しています。「貯蓄から投資へ」の流れが iyi よ本格化しており、2024年2月22日、日経平均株価終値は3万9,098円68銭となり、1989年12月29日に記録した終値の史上最高値3万8,915円87銭を約34年ぶりに更新し、2024年3月4日には初めて4万円を超えました。1月から少額投資非課税制度(NISA)が大幅に拡充・恒久化され、家計の現預金が投資に向かうことが期待されており、金融資産を増やす絶好のタイミングと考える方も多いのではないのでしょうか。

本書「税金読本」は、個人投資家の方々が、株式、公社債、投資信託、デリバティブなどの証券投資・金融取引を行う際に知っておくべき税金について、わかりやすく説明した解説書です。加えて、多くの方々に関わりのある所得税、住民税、相続税、贈与税の基本的な仕組みや、年金、不動産などに関わる税金についても解説しております。長きにわたりご支援くださる多くの読者の皆様に、執筆者一同、心より感謝申し上げます。

執筆にあたっては、可能な限り最新の情報(原則として2024年5月31日時点)を反映するよう心掛けております。2024年度版では、NISAに関して、2024年1月に開始した新しい制度を中心とした解説に改めました。また、2024年の定額減税、税制適格ストック・オプション制度の改正、マンションの相続税評価額の改正などについても紹介しております。

2024年3月15日には、政府が「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、国民の安定的な資産形成に資する制度の整備や利用の促進、国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進などについて決めました。また、2022年11月に決定された「資産所得倍増プラン」で掲げられたNISA総口座数・買付額を倍増させる目標とともに、2028年度末を目標に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を20%に引き上げるといった目標が掲げられています。私たちとしても、こうした政府の目標を大いに歓迎するとともに、国民の安定的な資産形成に資するための税金に関する知識の普及、金融リテラシーの向上という点から、微力ながらも貢献できれば、と願っております。

皆様に本書を常時手許においてご利用いただけるなら、執筆者一同、これに勝る喜びはありません。

2024年6月

株式会社 大和総研

2024年度税制改正で税金はこう変わる 1

1

1-1 2024年度税制改正

2

個人所得課税	2
金融・証券税制	4

相続税・贈与税	4
能登半島地震の被災者に対する税制措置	5

1-2 今後の税制改正の見通し

6

所得税・住民税の基礎知識 2

7

2-1 所得税・住民税の課税対象となる「所得」

8

所得税・住民税とは	8
■所得税とは	8
■住民税とは	8
■課税方法の種類と確定申告の有無	9
■所得税の源泉徴収	9
■住民税の特別徴収	9
課税所得と非課税所得	11
■「13種類」の課税所得と課税方法	11

■各種所得金額の計算	12
■非課税所得	16
非居住者(海外在住者)等に対する 所得税の課税	17
■非居住者等に対する所得税の 課税の概要	17
■非居住者に対する所得税の課税方法	18

2-2 所得税・住民税の計算の仕組み

20

■所得税・住民税計算の全体像	20
内部通算	23
損益通算	23
■総合課税の所得等の損益通算	24
■上場株式等の譲渡損失の損益通算	24
繰越控除	25
所得控除	25
税率	34

■総合課税の所得の税率	34
■分離課税の所得の税率	35
税額控除	35
極めて水準の高い所得に対する負担の適正化 (ミニマムタックス)	39
復興特別所得税	41
■復興特別所得税の源泉徴収	41
■復興特別所得税の申告納付	42

2-3 所得税・住民税の申告の仕組み

43

所得税の確定申告	43
■確定申告の義務がある人	43
■確定申告ができる人	44
■住民税・事業税に関する事項の記載	44

所得税の納付	46
住民税の申告	49
■住民税の申告が必要な人	49

2-4 上場株式等の所得の申告に伴う税・社会保険制度の留意点

50

社会保険料や扶養者の税金への影響	50
合計所得金額と総所得金額等への影響	51

各制度への影響	51
---------	----

有価証券に対する課税の原則

53

3-1 「上場株式等」に対する課税の概要 54

「株式等」と「上場株式等」の範囲	54	■上場株式等の配当所得に対する課税の概要	57
「上場株式等」に対する課税の概要	55	■上場株式等の利子所得に対する課税の概要	58
■特定公社債と一般公社債	56		
■上場株式等の「譲渡所得等」に対する課税の概要	57		

3-2 上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得の計算 59

上場株式等の譲渡所得等の計算	59	■信用取引における所得計算	66
■(上場)株式等の譲渡益の所得区分	59	■割引債の償還時源泉徴収	67
■所得金額の計算の原則	60	■公社債のデフォルト損失が発生した場合	68
■株式等の取得価額	61	株式等の配当所得・利子所得の計算	69
■同一銘柄を複数回取得した場合の平均単価の算定	65	■株式等の配当所得の計算	69
		■株式等の利子所得の計算	69

3-3 損益通算・繰越控除と配当控除 70

上場株式等に係る譲渡損失と		■配当控除とは	72
配当所得・利子所得の損益通算	70	■課税総所得金額等が1,000万円を超える場合の配当控除の計算	73
上場株式等の譲渡損失の繰越控除	71		
配当控除	72		

3-4 みなし配当・組織再編等の税制上の扱い 79

みなし配当	79	■増資・株式分割等による株式数の増減	84
■みなし配当とは	79	■組織再編	85
■「みなし配当」と「資本の払い戻し部分」の按分	80	■自社株対価の買収	88
■「みなし配当」と「資本の払い戻し部分」の計算と課税	81	投資信託・上場REITにおける「元本の払い戻し」と取得価額の修正	89
コーポレートアクション・組織再編の税制上の扱い	84	■追加型株式投資信託における元本払戻金(特別分配金)	89
		■上場REITにおける出資等減少分配	90

3-5 外国証券投資・外貨建取引・外国税に係る調整 91

外国税の徴収と二重課税の調整	91	外貨建取引の円換算	97
■外国での税金の概要	91	■外国証券の配当・利子の源泉徴収と円換算	97
■国内での外国税の調整	92	■外貨建て証券取引の譲渡所得の計算	98
■外国税額控除(外国籍商品に直接投資する場合)	92		
■分配時調整外国税相当額控除(国内籍商品を通じた外国投資の場合)	93		

3-6 有価証券投資と税務調査 100

告知と支払調書	100	支払通知書	103
■告知と本人確認	100	国外送金・国外証券移管等の告知と調書	103
■支払調書	100	異動調書	104

特定口座における株式・債券・投資信託と税金 4

107

4-1 特定口座の仕組み

108

- 特定口座とは ————— 108
- 源泉徴収ありの特定口座のメリットと
注意点 ————— 109

4-2 特定口座の開設と上場株式等の受入れ、引出し

110

特定口座の開設手続き	110	他の口座からの上場株式等の移管	113
特定口座に入れられる上場株式等の		特定口座からの引出し	113
取得方法	110		

4-3 特定口座の諸手続き

115

源泉徴収の有無の変更	115	■ 特定口座の廃止手続きと	
配当所得・利子所得の受入れ	115	出国による廃止	117
■ 配当所得・利子所得の受入れの開始・		■ 出国口座と帰国後の特定口座への	
終了手続き	115	再移管	117
■ 受入れ対象となる配当所得・利子所得	115	氏名・住所・営業所等の変更	117
特定口座の廃止と出国時の手続き	117		

4-4 特定口座における所得計算と源泉徴収

118

特定口座における所得計算	118	譲渡損益に係る源泉徴収と還付	119
■特定口座における取得日・ 収入すべき時期の特例	118	■配当所得・利子所得に係る源泉徴収	119
■特定口座内での所得計算の特例	118	■年間の譲渡損と配当所得・ 利子所得との損益通算	119
源泉徴収ありの特定口座での 源泉徴収と還付	119		

4-5 特定口座年間取引報告書と特定口座の確定申告

121

特定口座年間取引報告書	121	確定申告の添付書類等	124
源泉徴収ありの特定口座と確定申告	121		
源泉徴収ありの特定口座に配当所得・ 利息所得が受け入れられている場合	122		

NISA (少額投資非課税制度) ⑤

129

5-1 NISAの改正概要と全体像 (旧NISAと新しいNISA)

130

5-2 新しいNISA(2024年投資分～)

132

制度間の関係と旧NISA（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）と共通する規定	132	対象となる取得の方法 （買付けによる取得の場合）	137
■口座と勘定の関係	132	対象となる取得の方法 （コーポレートアクション発生時）	138
口座開設手続きと勘定の設定	134	■年間投資限度額	139
勘定への金融商品の受入れ	135	■非課税保有限度額	140
■勘定の受入れ対象となる金融商品	135		

譲渡所得・配当所得の取扱い	141	住所・氏名等の変更、出国時・死亡時の扱い	144
■非課税が適用される金融商品の譲渡	141	■住所・氏名等の変更	144
■各勘定から金融商品を払出した場合	141	■出国時の扱い	144
■非課税となる金融商品の配当・分配金	142	■口座開設者が死亡した場合 (相続・遺贈)	145
取扱金融機関の変更・口座廃止の手続き	143		
■勘定廃止	143		
■口座廃止	143		
5-3 旧NISA(一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA)特有の規定	146		
ジュニアNISA特有の仕組み	146	■非課税保有期間	148
■ジュニアNISAの口座・勘定の構成	146	■旧NISAの各勘定の2023年末以後の 非課税期間満了時の扱い	149
■払出し制限と払出し制限の解除	148		
2023年末以後の非課税期間終了時の扱い	148		

資産形成にまつわる各種制度 6 151

6-1 確定拠出年金	152		
確定拠出年金とは	152	■確定拠出年金の拠出時・運用時の税制	154
確定拠出年金の税制	154	■確定拠出年金の給付時の税制	155
6-2 財形貯蓄	158		
財形貯蓄と税制の概要	158	財形年金・財形住宅において課税が 行われる場合	160
■財形貯蓄における公募投資信託の 換金時の税制の特例	159		
6-3 マル優・特別マル優(障害者等非課税貯蓄制度)	161		
マル優・特別マル優の概要	161	マル優・特別マル優の非課税枠の管理	162
■マル優貯蓄の種類と対象となる 有価証券	161		
6-4 勤務先企業の株式に係る制度	163		
ストック・オプション	163	■譲渡制限付株式 (リストラクテッド・ストック)	167
■税制適格ストック・オプション	163	■株式交付信託(ESOP)	168
■税制非適格ストック・オプション	165		
■有償ストック・オプション	167		
譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)・ 株式交付信託(ESOP)	167		
6-5 エンジェル税制	169		
エンジェル税制 (スタートアップ株式に係る特例)	169	■投資時点の優遇措置	170
		■株式売却時点の優遇措置	173

デリバティブ取引と税金 7

ー先物、オプション、FXー

175

7-1 デリバティブ取引の税金の基本

176

■デリバティブ取引の種類	176
■「先物取引の雑所得等」の対象となる デリバティブ取引の税金	177
■「先物取引の雑所得等」の対象とならない デリバティブ取引の税金	177

■損益発生日の基本的な考え方	177
■告知と本人確認	178
■支払調書	178

7-2 先物取引と税金

179

先物取引の仕組み	179
■株価指数先物取引の仕組み	179

先物取引の税金	179
---------	-----

7-3 オプション取引と税金

181

オプション取引の仕組み	181
オプション取引の税金	181

■有価証券指数等オプション取引の税金	181
■有価証券オプション取引の税金	183

7-4 外国為替証拠金取引(FX)の税金

186

外国為替証拠金取引(FX)の税金	186
■外国為替証拠金取引(FX)とは	186

■外国為替証拠金取引(FX)の税金	186
-------------------	-----

7-5 暗号資産デリバティブ取引の税金

188

暗号資産の税金	188
■暗号資産の税金	188
暗号資産デリバティブ取引の税金	189

■暗号資産デリバティブ取引とは	189
■暗号資産デリバティブ取引の税金	189

様々な投資商品における課税の扱い 8

191

8-1 ラップ口座の課税

192

ラップ口座とは	192
---------	-----

ラップ口座の税制上の留意点	192
---------------	-----

8-2 非上場株式の課税

195

非上場株式の課税	195
----------	-----

8-3 様々な債券の課税

196

仕組債の税制の扱い	196
-----------	-----

一般公社債の課税	198
----------	-----

8-4 様々な投資信託の課税

199

投資信託の分類	199
■根拠法による分類	199

■投資信託の課税上の分類	200
私募投資信託の課税	201

8-5 外貨預金の課税

202

外貨預金の概要	202
---------	-----

外貨預金と税金	202
---------	-----

8-6 変額年金保険(投資型年金保険)の課税

204

変額年金保険の課税	204	■年金受取時の課税	205
■保険料支払時の税制	204	■解約時の課税	205
■運用中の税制	205	■被保険者死亡時の課税	206

8-7 その他の投資商品の課税 208

預貯金と金融類似商品等の課税	208	金地金等の課税	208
----------------	-----	---------	-----

相続税のABC 9 209

9-1 相続税の仕組み 210

相続税の概要	210	■相続税の総額の計算(第三段階)	219
相続税の計算	213	■各相続人等の相続税額の計算 (第四段階)	222
■課税価格の計算(第一段階)	213	■各相続人等の納付税額の計算 (第五段階)	222
■課税される遺産総額の計算 (第二段階)	218		

9-2 相続税の申告と納税 228

延納	230	物納	232
----	-----	----	-----

9-3 遺産分割の方法 234

遺言による遺産分割	234	協議分割	236
-----------	-----	------	-----

財産を贈与されたら 10 239

—贈与税の話—

10-1 贈与税と二つの課税方法 240

納税義務者	240	暦年課税	246
贈与税の課税財産	243	相続時精算課税制度	248
■贈与税の課される財産	243	■相続時精算課税制度の仕組み	249
■贈与税の課されない財産	244	■住宅取得等資金の贈与の特例	250

10-2 直系尊属からの贈与の贈与税非課税制度 253

3種類の非課税制度の概要	253	■口座内での運用	257
住宅取得等資金の非課税制度	254	結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度	257
教育資金の一括贈与非課税制度	255	■結婚・子育て資金支出額	258
■教育資金支出額	255	■贈与者死亡時の扱い	259
■贈与者死亡時の扱い	256	■契約終了時の扱い	259
■契約終了時の扱い	256	■口座内での運用	259

10-3 生前贈与の方法による税額の違い 260

10-4 贈与税の申告と納税・贈与の時期と認定 265

贈与税の申告と納税	265	贈与の時期と贈与の認定	266
延納の制度	265		

相続・贈与に欠かせない財産評価 Ⅱ

269

11-1 相続税・贈与税の財産評価 270

相続税・贈与税の財産評価は時価が原則 270

11-2 株式の評価 271

上場株式、気配相場等のある株式の評価 271

■上場株式等の評価の原則 271

■信用取引の建玉の評価 274

取引相場のない株式の評価 275

■取引相場のない株式の評価の概要 275

■一般評価会社の場合 275

■特定評価会社の場合 278

■所有者が同族株主等以外の場合 279

11-3 事業承継税制 281

非上場株式等についての相続税の納税猶予 282

■円滑化法の認定の要件 283

■事業の継続の要件 284

■申告期限後5年経過後
(経営承継期間経過後) 284

■他制度との併用など 287

非上場株式等についての贈与税の納税猶予 287

11-4 公社債、証券投資信託等の評価 291

11-5 不動産の評価 295

土地等の評価 295

建物等の評価 299

不動産に関する税金 Ⅱ

305

12-1 不動産取引と税金 306

不動産に関する税金のいろいろ 306

12-2 不動産の取得にまつわる税金 307

不動産取得税 307

登録免許税 308

住宅ローン減税 309

■住宅ローン減税(原則) 309

■各種改修の特例住宅ローン減税(経過措置) 310

投資型減税 311

■投資型減税(認定住宅等) 311

■投資型減税(各種改修) 311

12-3 不動産保有時の税金 312

固定資産税と都市計画税 312

地代・家賃収入の税金 314

■不動産所得の計算 314

■権利金等の税金 314

12-4 不動産を譲渡したとき 316

土地・建物等の譲渡所得の課税の原則 316

■土地・建物等の譲渡所得の課税概要 316

■譲渡所得の計算 316

居住用財産の譲渡所得の課税の特例 319

■自宅の3,000万円特別控除の特例 319

■空家の3,000万円特別控除の特例 320

■10年超の軽減税率の特例 320

■買換えの特例 321

■損益通算・繰越控除の特例 322

適切な申告納税を担保するための仕組み図 325

13-1 申告納税と訂正の仕組み 326

申告納税と訂正の仕組み	326	■刑事罰	329
申告忘れ・誤りと税金の時効	326	■税金と時効	330
■申告忘れ・申告の誤りがあったとき	326	利子税・延滞税	332
■加算税	328		

13-2 税務署への財産債務の申告と国外転出時みなし譲渡益課税 333

国外財産調書制度・財産債務調書制度	333	■納税猶予制度	340
非居住者の金融口座情報の自動的交換	338	■帰国時等の課税取り消し	341
国外転出時みなし譲渡益課税の特例	338	■相続・贈与時のみなし譲渡益課税	341
■納税管理人と申告の方法	339		

付表・索引

付表・主な金融商品の課税一覧表(根拠条文付き)	342
-------------------------	-----

用語50音順INDEX	346
-------------	-----

Check Point!・Q&A 一覧

C…Check Point! Q…Q&A

2章 所得課税

C 退職所得に対する住民税の特別徴収	10	C ふるさと納税とは	37
C 特定支出控除とは	14	C 外国税額控除	37
C 所得金額調整控除	15	C 住民税非課税	39
Q 同一生計とは	28	Q 確定申告書の種類	45
C 生命保険料控除の計算方法	29	C 税務署収受日付印の廃止と所得証明の方法について	45
Q 特定寄附金とは	30	C 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税	48
Q 医療費控除の対象となる医療費	31	Q 準確定申告	49
Q 雑損控除とは	32		
Q 所得控除の順序	33		
C 合計所得金額と総所得金額等	33		

3章 証券税制

C 株式等を取得するために要した負債の利子	60	C 株式の取得形態と取得日	64
C ポイントを使用して株式等を購入した場合の取得価額	62	C 繰越控除の計算例	71
C 譲渡した株式等が相続等により取得したものである場合の取得費加算の特例	62	C 配当控除の計算例	74
Q 取得価額がわからない場合	63	Q 総合課税と申告不要の選択	75
		C 相続した非上場株式のみなし配当課税の特例	79

C 自己株式の取得に応じた場合の「みなし配当」の計算例	82	C みなし外国税額控除	96
C 資本剰余金を原資とする配当が支払われた場合の「みなし配当」の計算例	83	Q 外国株式の売却代金を外貨で受け取り、その外貨で他の外国株式を購入した場合	98

4章 特定口座

C 上場株式でも特定口座の計算対象にならず確定申告が必要な場合	112	Q 複数の証券会社で源泉徴収ありの特定口座を開設している場合の損益通算の方法	123
Q 「みなし取得費」で特定口座に受け入れた上場株式等の引出し	114	C 資本の払戻しがあった場合の確定申告	125
C 配当等の受取方法	116	Q 特定口座と配偶者控除等の関係	125
C 特定口座での源泉徴収と還付の計算例	120	C 特定管理株式等の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例	126

5章 NISA

Q NISAの各勘定から特定口座への移管	142	C 非課税口座年間取引報告書	145
----------------------	-----	----------------	-----

6章 各種制度

C 確定拠出年金の加入可否・拠出限度額の改正	154	C エンジェル税制の適用条件	171
------------------------	-----	----------------	-----

7章 デリバティブ

C カバードワラントの取引と税金	184	C NFTやFTを用いた取引と税金	190
C 証券CFD	187		

8章 各種商品

C 他社株転換社債の課税の例	197	C 外貨建て保険料・保険金の計算	207
----------------	-----	------------------	-----

9章 相続税

C 特定一般社団法人等への相続税の課税	211	C 相続税額の計算例	227
C 持ち戻しの対象となる生前贈与と財産と経過措置	215	Q 相続税額が0でも申告が必要な場合	229
C 相続時精算課税制度と相続税	217	Q 遺産分割が申告期限までに行われない場合	229
Q 国外財産等が相続された場合	217	Q 相続税の連帯納付義務	230
C 被相続人に養子がいる場合の取り扱い	218	C 遺言と遺留分	235
Q 相続人である子などが既に死亡している場合	221	Q 遺産分割における預貯金の扱い	236
Q 様々なケースの法定相続分	221	C 相続した財産の名義書換え	237
Q 配偶者の税額軽減	225	C 相続放棄・限定承認とその効果	237

10章 贈与税

C 持分の定めのない法人を利用した租税回避の防止	241	Q 相続時精算課税制度の適用を受けた財産について遺留分侵害額請求を受けた場合	252
Q 国外財産等を贈与された場合	242	C 連年贈与とは	264
Q 著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合	243	Q 名義書換えと贈与の認定	266
Q 募集株式引受権の贈与があったとみなされる場合	244	Q 夫婦間の金銭貸借	267
Q 夫婦間の居住用不動産等の贈与と配偶者控除	247	Q 親の敷地に家を建てた場合	267

11章 財産評価

C 相続時精算課税制度の適用を受けた財産の評価	270	C 定期借地権等の目的となっている貸宅地	299
C 行き過ぎた節税の否認	270	C 土地・家屋等の負担付贈与や低額譲渡の特例	300
C 権利落等がある場合の特例	272	C 配偶者居住権の税制上の扱い	301
C 種類株式の評価方法	274	Q マンションの評価額	302
C 猶予税額の計算	285	Q 外貨建資産等の円換算	303
C 個人版事業承継税制	289		
Q 小規模宅地等の特例	296		

12章 不動産

Q 負債の利子が不動産所得の赤字に含まれている場合の損益通算	315	C 譲渡した不動産が相続等により取得したものである場合の取得費加算の特例	318
Q 譲渡資産の取得費がわからない場合	317		
Q 相続等により取得した土地・建物等の取得日および取得費	318		

13章 納税環境

Q 国税の滞納処分・換価の猶予	330
Q 税務署の結論に不服があるとき (納税者の権利救済の仕組み)	331

法人投資家の税金については、「法人投資家のための証券投資の会計・税務」をご参照下さい。

本書は2024年5月31日現在の法令等に基づいて作成しています。作成においては万全を期しておりますが、投資の決定または税務申告等におかれましては、ご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。

1

2024年度税制改正で 税金はこう変わる

本章では、2024年度税制改正について解説します。

1-1 では、2024年度税制改正に盛り込まれた所得税・住民税の定額減税や住宅ローン減税の改正などについて解説します。加えて、2024年1月に発生した能登半島地震に関連して制定された被災者に対する税制措置についても解説します。

1-2 では、今後の税制改正の見通しとして、扶養控除の見直しや防衛財源の確保などについて解説します。

2024年度税制改正

個人所得課税

所得税・住民税の定額減税

2024年度税制改正により、所得税・住民税の定額減税が実施されます。2024年分の所得税について、所得税に係る合計所得金額が1,805万円（給与年収では2,000万円相当）以下である場合に、①本人3万円、②居住者である同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円が税額控除されます。加えて、2024年度分の住民税について、住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に、①本人1万円、②国外居住者を除く控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円が税額控除されます。所得税、住民税を合計すると本人および対象となる配偶者・扶養親族1人あたり4万円が税額控除されます。定額減税の対象者を判定する上での合計所得金額は、所得税は2024年、住民税は2023年の所得を対象としていることに注意が必要です。

給与所得者の場合、所得税の控除の実施方法は次の図の通り、2024年6月1日以降に支払われる給与等の所得税額から控除されます。1回の給与等の支払いで控除しきれない部分については、以後2024年中に支払われる給与等の所得税額から順次控除されます。2024年中の源泉徴収金額から控除しきれない金額があった場合でも、2025年の源泉徴収金額から控除されることはありません。年末調整の際には、住宅ローン減税を含む各種の年末調整時の税額控除適用後の所得税額

から定額減税の金額を控除した所得税額をもとに調整が行われます。2024年度の復興特別所得税は、定額減税控除後の所得税額に2.1%を乗じて算出します。

給与所得者の場合、住民税は当年度分の住民税額につき、通常6月～翌5月の給与から12等分して特別徴収されます。ただし、2024年度分の住民税については、2024年6月の給与からの特別徴収を行わず、定額減税額の控除後の2024年度分の住民税額につき、2024年7月～2025年5月の給与から11等分して特別徴収されます。

公的年金等の受給者においては、2024年6月1日以降に支払われる公的年金等の所得税額から控除されます。1回の公的年金等の支払いで控除しきれない部分については、以後2024年中に支払われる公的年金等の所得税額から順次控除されます。

源泉所得税に対する定額減税の措置は給与所得および公的年金等の源泉所得税に対して実施され、利子所得・配当所得・特定口座内の株式譲渡所得等の源泉所得税については定額減税が行われません（通常通り源泉徴収されます）。

事業所得者等の予定納税においては、2024年分の所得税に係る7月の第1期分予定納税額（2024年の振替日は9月30日）から本人分の定額減税額（3万円）を控除します（予定納税については[47ページ参照](#)）。第1期分予定納税額から控除しきれない部分の金額は、第2期分予

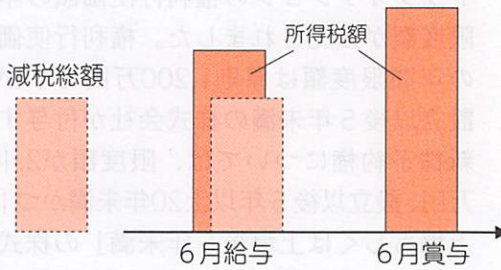
定納税額から控除します。2024年分の所得税の確定申告の際には、定額減税を適

用することなく算出した所得税額から定額減税額を控除します。

▶ 定額減税の実施方法（給与所得者の場合）

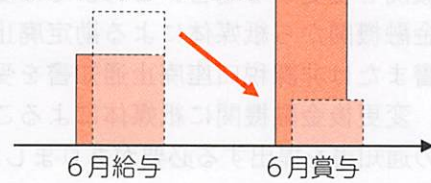
・所得税

【1回で控除しきれない場合】



【1回で控除しきれない場合】

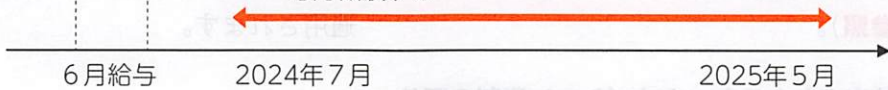
控除しきれない部分は、次に支払われる給与等から控除



・住民税

住民税の徴収はなし

減税額を控除した後の住民税額の11分の1を毎月徴収する



▶ 住宅ローン減税の改正

2024年度税制改正により、子育て世帯・若年夫婦世帯を対象に住宅ローン減税の拡充が行われました。子育て世帯・若年夫婦世帯（19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）については、2024年に入居した場合、次の図表の通り、住宅ローン減税の対象と

なる住宅ローン残高がその他の世帯に比べ上乘せされます。

現行法上は、子育て世帯・若年夫婦世帯への住宅ローン減税の拡充は、2024年入居分限りの措置となっています（与党としては、2025年入居分にも同様の措置を行う方針を示しています）。

▶ 住宅ローン減税の限度額（2024年～2025年入居の場合）

	入居年	世帯属性	住宅の省エネ性能等			
			認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	その他の住宅
新築住宅	2024年	子育て世帯・若年夫婦世帯※	5,000万円	4,500万円	4,000万円	原則適用不可（経過措置が適用される場合は2,000万円）
		その他の世帯	4,500万円	3,500万円	3,000万円	
	2025年	世帯属性問わず	4,500万円	3,500万円	3,000万円	
中古住宅	2024年	世帯属性問わず	3,000万円			2,000万円
	2025年					

※ 「19歳未満の子を有する世帯」または「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

金融・証券税制

▶ NISAの金融機関変更手続きの電子化

NISA口座の金融機関変更手続きの電子化が可能になりました。NISA口座の金融機関を変更する場合、これまでは変更前金融機関から紙媒体による勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書を受領し、変更後金融機関に紙媒体によるこれらの通知書を提出する必要がありました。2024年度税制改正により、2024年4月1日から、NISAの金融機関変更手続き時のこれらの通知書を受領・提出につき、電子化が可能となりました（[□135ページ参照](#)）。

▶ スtockオプション税制の拡充

スタートアップ企業に対し税制適格ストックオプションの権利行使価額の年間限度額が拡充されました。権利行使価額の年間限度額は原則1,200万円ですが、設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が2,400万円、設立以後5年以上20年未満かつ「非上場もしくは上場後5年未満」の株式会社が付与する新株予約権については、限度額が3,600万円に引き上げられました（[□164ページ参照](#)）。

この改正は、2024年分以後の所得税に適用されます。

▶ 拡充されたストックオプション税制の要件

権利行使価額の 年間限度額	付与決議の日において、 設立以後5年以上20年未満	非上場 上場以後5年未満	3,600万円*
	付与決議の日において、設立以後5年未満		2,400万円*
	上記以外		1,200万円

※ 2023年分の所得税については、権利行使価額の限度額は1,200万円となります。

相続税・贈与税

▶ マンション評価額の見直し

マンションの相続税評価額につき、従来の方法では市場価格との乖離が大きくなっていたため、見直しが行われました。

新しい評価方法では、次の表の計算式をもとに、市場価格と相続税評価額の乖離に相当する「評価乖離率」を算出し、評価乖離率が0.6未満または1超の場合

に、相続税評価額の補正が行われます。適用対象となるのは2024年1月1日以降に相続、遺贈または贈与によって取得した「居住用の区分所有財産（いわゆるマンション）」です。居住の用途に供することができないもの（事業テナント物件など）や地階を除く総階数が2階以下のものなどは適用対象外です。

▶ マンション評価額の計算

建物（区分所有権）の評価額×区分所有補正率＋土地部分（敷地利用権）の評価額×区分所有補正率

区分所有補正率は、そのマンションの評価額と市場価格との乖離の大きさ（評価水準＝1／評価乖離率）に応じて定められています。

▶ 区分所有補正率

評価水準（1／評価乖離率）	区分所有補正率
0.6未満	評価乖離率×0.6
0.6以上、1以下	補正なし
1超	評価乖離率

（注）区分所有者が一棟の区分所有建物に存する全ての専有部分および一棟の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有している場合には、敷地利用権に係る区分所有補正率は1を下限とします。

▶ 評価乖離率

$$A+B+C+D+3.220$$

A：一棟の区分所有建物の築年数（1年未満の端数は1年とする）×△0.033

B：一棟の区分所有建物の総階数指数^{※1}×0.239（小数点以下第4位切捨て）

C：一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階^{※2}×0.018

D：一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度^{※3}×△1.195（小数点以下第4位切上げ）

※1 総階数（地階を除く）／33（小数点以下第4位切捨て、1を超える場合は1）

※2 専有部分が複数階にまたがる場合には、階数が低い方の階。専有部分の所在階が地階である場合には、Cは0とします。

※3 敷地利用権の面積／専有部分の面積（小数点以下第4位切上げ）

※4 評価乖離率が0以下の場合は、区分所有権、敷地利用権の評価額は0になります（区分所有補正率の表の（注）の場合を除く）。

能登半島地震の被災者に対する税制措置

▶ 雑損控除の特例

能登半島地震の発災日が2024年1月1日であるため、2023年分の所得税の課税期間に近接していることを考慮し、災害による損失に関して2023年分の所得税に臨時の措置が講じられることになりました。

今般の災害によって損失が生じた場合には、2023年分の所得税について雑損控除および災害減免法の規定を適用できる特例が設けられました。住民税に関しても同様に、今般の災害によって住宅や家財等の資産に損失が生じた場合には、2024年分の住民税（2023年分の所得）

について雑損控除および災害減免法の規定を適用できます。加えて、事業用の資産に損害が生じた場合には、2023年の事業用所得の計算上の必要経費に算入できることとなりました。

▶ 災害で損害が生じた場合の措置

上記の特例の他に従来からの制度として、災害によって住宅や家財など生活に通常必要な資産に損害が生じた場合には、確定申告で所得税法の雑損控除、災害減免法による軽減免除のいずれか有利な方法を選ぶことで、所得税の全部または一部を軽減することができます（[32ページ参照](#)）。

今後の税制改正の見通し

▶▶ 児童手当の拡充に伴う扶養控除の見直し

児童手当について、所得制限の撤廃や支給期間の高校生年代までの延長がなされることを踏まえて、与党は扶養控除の見直しを行う方針を示しています。

高校生年代(16歳－18歳)の扶養控除は、現行の一般部分(所得税38万円、住民税33万円)に代えて、かつて廃止された上乗せ分(所得税25万円、住民税12万円)が復元される方針です。加えて、この扶養控除の見直しによってその他の社会保障制度や教育等の給付や負担に不利益が生じないよう適切な対応を行うことを各府省庁や地方公共団体に求めています。

この扶養控除の見直しについては、2025年度税制改正において、2024年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の2026年分以降の所得税と2027年分以降の住民税の適用について結論を出すこととなっています。

▶▶ 生命保険料控除の子育て世帯への拡充

与党は、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保証)について、23歳未満の扶養親族を有する場合

には、現行の適用限度額4万円に2万円の上乗せ措置を講じる方針を示しています。措置については2025年度の税制改正で結論を出すこととなっています。

▶▶ 防衛財源の確保

政府・与党は、防衛費の安定的な財源確保のため、法人税・所得税(復興特別所得税)・たばこ税に対して措置を行う方針を示しています。所得税については、復興特別所得税の税率を引き下げるとともに、引き下げ分を新たな付加税に置き換えることになっています。減少する復興財源は復興特別所得税の課税期間を延長して確保される予定です。

ただし、実施時期は明確になっていません。

▶▶ iDeCoの加入年齢や拠出限度額の引き上げ

与党は、働き方やライフコースの多様化に伴って私的年金や退職給付のあり方の包括的な見直しが求められるとしています。個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入年齢の70歳への引き上げや拠出限度額の引き上げについて、具体的な案の検討を進めていく方針です。

2

所得税・住民税の基礎知識

個人の所得には、国から所得税、地方自治体から住民税が課されます。

所得税や住民税の課税対象となる所得には、給与、事業によるもの、公的年金などのほか、証券投資を行った際の利子・配当・譲渡益なども含まれます。ただし、所得の種類によって、損益を通算できる範囲、税率、確定申告の有無などが異なるなどの違いがあります。

また、「所得」は税だけでなく、社会保険料や医療費の自己負担などを決定する際にも参照されていますので、証券投資による利益がこれらに影響することもあります。

第2章では、所得税と住民税の計算から申告と納税までの全体像を紹介し、証券投資家として押さえておきたいポイントを解説します。

所得金額	所得税率	住民税率
19,000円以下	5%	10%
19,001円～330,000円	20%	10%
330,001円～600,000円	23%	10%
600,001円～900,000円	23.2%	10%
900,001円～1,800,000円	23.3%	10%
1,800,001円～5,000,000円	33%	10%
5,000,001円以上	45%	10%

所得税・住民税の 課税対象となる「所得」

所得税・住民税とは

所得税とは

所得税は、「**個人の1年間の所得**」に対して課される国の税金です。この「個人の1年間の所得」という言葉は次の3つの意味を持っています。

- ①課税の単位は「個人」であり、同じ世帯の人であっても、個人ごとに課税されます。
- ②所得計算の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの「1年間」です。

③課税の対象は「所得」です。所得とは、収入金額から必要経費を差し引いたものです。

ここでいう「収入」は現金によるものに限らず、現金以外の物や権利その他のあらゆる経済的な利益について原則として金銭に換算して収入とします。

原則として、個人は各年の所得につき、翌年3月15日までに確定申告書を提出し、所得税を納める必要があります。

住民税とは

住民税は、原則として「**個人の前年の所得**」に対して**所得割**が課税され、毎年1月1日時点で住所を有する都道府県と市区町村に対して納めます。所得税と住民税所得割では課税の時期が1年ずれています。

また、住民税には一定基準以上の所得がある人全員に均等に課税される均等割もあります。ほとんどの自治体では地方

税法に定められた標準税率による課税を行っていますが、条例により標準税率とは異なる税率を設定している自治体もあります。

なお、2024年度以後は、均等割と併せて森林環境税（国税）が年額1,000円徴収されることになりますが、徴収税額の総額は変わりません。

▶ 均等割の標準税率

	2014年度～2023年度	2024年度以後
市町村民税・特別区民税	年額3,500円	年額3,000円
道府県民税・都民税	年額1,500円	年額1,000円
森林環境税（国税）	—	年額1,000円

住民税の課税対象となる「所得」は原則として所得税と同じです。市区町村は所得税の確定申告書に記載された情報や勤務先から提出される情報などをもとに

都道府県分も含めた所得割と均等割の税額を計算し、個人に通知します。個人はそれに基づいて住民税を納付します。

課税方法の種類と確定申告の有無

所得税・住民税の課税方法には**総合課税**と**分離課税**があります。総合課税は個人の各所得を合計して課税する方法で、分離課税は特定の所得について他の所得と分離し、別途税額を計算して課税する方法です。総合課税が原則で、分離課税は例外という扱いになります。

総合課税の所得は確定申告を行うことが原則ですが、給与所得・公的年金の雑所得などは源泉徴収のみで課税関係を終了できる場合があります。

分離課税は**申告分離課税**と**源泉分離課税**に分かれます。源泉分離課税は支払いを受ける際に税金が源泉徴収され、それで課税関係が終了します。

申告分離課税は原則として確定申告が必要となりますが、上場株式等の配当所得・利子所得、および源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等については支払いを受ける際の源泉徴収のみで課税関係を終了することもできます。

▶ 所得税・住民税の課税方法

課税方法		確定申告	例外として確定申告が不要になる場合
総合課税		原則として必要	給与所得、公的年金の雑所得などで一定の要件を満たす場合
分離課税	申告分離課税	原則として必要	上場株式等の配当所得・利子所得、源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等
	源泉分離課税	不可	

所得税の源泉徴収

所得税は申告納税が原則ですが、給与所得、配当所得、利子所得など一部の所得については、それらを支払う者があらかじめ所得税を差し引いて国に納付することがあります。これを源泉徴収と呼びます。

総合課税および申告分離課税の所得について源泉徴収された所得税は前払いにすぎません。最終的には、1年が終わっ

た後に、確定申告により納めるべき税額が確定します。確定した税額から納付済みの源泉徴収税額を差し引いた残額が確定申告時に納付すべき税額となります(マイナスとなる場合は源泉徴収された税額が還付されます)。

他方、源泉分離課税の所得については、源泉徴収のみで課税関係が完結するため、確定申告の対象とすることはできません。

住民税の特別徴収

▶ 所得割と均等割

住民税(所得割と均等割)は納付書により納める**普通徴収**が原則で、納税者は原則として、前年所得に基づく住民税額

を6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて金融機関の窓口や口座振替などで支払います。

ただし、給与所得者については原則と

して毎月の給与から天引きにより6月から翌年5月の12回に分けて、(遺族・障害年金を除く) 公的年金受給者については2ヵ月に一度支給される公的年金からの天引きにより4月から翌年2月の6回に分けて徴収されます(特別徴収)。

給与所得者で給与以外の所得がある場合は、給与以外の所得に係る住民税について、給与からの特別徴収で納めるか納付書による普通徴収で納めるか、所得税の確定申告時に選択することができます。普通徴収で納める場合、給与以外で確定申告した所得(例えば株式譲渡所得、配当所得、不動産譲渡所得など)について勤務先に通知されることはありません。

給与や年金からの所得税と住民税の天引きは一見同じもののように見えますが、所得税の源泉徴収はいま支払われた給与や年金に係る所得税額を暫定的に前払いしているもので、後に年末調整や確定申告によって調整が行われます。これに対し、住民税の特別徴収は前年所得をもとに確

定した税額を、いま支払われる給与や年金から後払いを行っているという違いがあります。

▶ 利子割・配当割・株式等譲渡所得割

預貯金や一般公社債の利子など、源泉分離課税が適用される利子所得の特別徴収(住民税利子割)は、所得税と同様にその特別徴収のみによって課税関係が完結します。

上場株式等の配当所得および利子所得に対する特別徴収(住民税配当割)と源泉徴収ありの特定口座における上場株式等の譲渡所得等に対する特別徴収(住民税株式等譲渡所得割)は所得税と同様に、源泉徴収のみで課税を完結し申告不要とすることもできますし、申告することもできます。申告した場合、住民税所得割の課税対象となり、特別徴収済みの配当割・株式等譲渡所得割は納めるべき所得割および均等割から控除され、控除しきれない金額は還付されます。

退職所得に対する住民税の特別徴収



住民税所得割は、原則として前年所得課税が行われますが、退職所得については、退職金の支給時に特別徴収が行われ、課税が完結します(これを現年分離課税といいます)。

退職所得に対する住民税の特別徴収額は、下表の計算式により算出されます(退職所得金額については13ページを参照)。

▶ 退職所得に対する住民税の特別徴収額

	特別徴収額の計算式
市町村民税・特別区民税	退職所得金額×6%
道府県民税・都民税	退職所得金額×4%

※ いずれも100円未満の端数は切捨てとなります。